

人々が抱えている法的な問題に関して、取り得る選択肢を広げ、解決への第一歩を手助ける役目を果たしている。

自殺に至る原因には様々なものが考えられるが、金銭や男女及び夫婦間に関する紛争等法的トラブルがその原因になっていることも多く、法テラスの情報提供業務は、これらに関する情報を提供することにより、自殺の予防にも貢献している。

また、法テラスでは、「いのちの電話」等、自殺予防のための活動等を行う約7千の関係機関・団体（窓口数にして約2万4千）等と連携・協力関係を構築している。

さらに、自殺を考えている人の心情を更に害したりすることのないようにするために、法テラスと関係機関・団体等との緊密な連携のほか、これらの者から相談を受けるコールセンターのオペレーター及び各地方事務所の窓口対応専門職員の適切な対応も重要である。そこで、法テラスでは、これらの者

に応接研修や相談分野ごとの法制度研修等を行い、適切な対応と関係機関の紹介を実現するよう努めている。また、業務時間外にコールセンターに電話による問い合わせがあった場合には、「いのちの電話」等その時間帯に開いている窓口を自動音声で紹介する音声応答サービス等も行い、緊急の案件にもできる限り対応し、支援の手を差し伸べるように配慮している。

法務省及び法テラスでは、平成18年度は、法テラスの業務開始を周知するとともに、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために、新聞・ラジオ等のマスメディアを利用した広報活動を行うとともに、パンフレット・リーフレット等の国民及び関係機関・団体等への配布をするほか、ホームページへの業務内容等の掲載を通じて、周知徹底を図った。引き続き、多くの国民に法テラスの業務内容等を知っていただけるよう、広報に努めることとしている。

#### <日本司法支援センター（愛称：法テラス）>



## 6 危険な場所、薬品等の規制等

高層建築物等における屋上では、建築基準法令に基づき柵や金網などの設置を義務付けられている。国土交通省では、今後も、法令に基づき所有者等による施設設置・維持管理等を徹底し、屋上からの転落防止等、安全確保に努めることとしている。

また、鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア（可動式ホーム柵を含む。）の設置を促進しており（平成18年度末現在で31路線334の駅で設置）、今後もそ

の設置の一層の促進を図ることとしている。

#### <可動式ホーム柵>



厚生労働省では、毒薬及び劇薬については薬事法において、毒物及び劇物については毒物及び劇物取締法において、それぞれ、不適切な使用に繋がる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

農林水産省では、農薬について、農薬の適

正な使用や販売に係る研修指導を行うなど、危険な薬品の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図っている。

また、警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある家出人について保護者等から捜索願を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該家出人の発見に努めている。

## 事例紹介22 民間団体の取組

### この世で、解決できない悩み事は無い…！

「自殺」を考える前に、もう一度「生きる」ことを考えてみましょう…！

私は元警察官です。警察生活42年間を勤め定年を迎えたのを機に、仲間を募って平成16年4月から福井県・東尋坊の水際で自殺防止活動を開始し、今日（19年10月末日）までに122名の自殺企図者と水際で遭遇し、いろんな支援活動をしてきました。

岩場に座り込み、悩んでいる人を見付けると近くに設けた私設相談所である茶屋「心に響くおろしもち」店まで来てもらい、悩み事を解決するための糸口を共に考えて明日への希望へと繋ぐ活動をしています。

あの狭い東尋坊では、年間20名～30名の人が岩壁から投身自殺をしています。また、自殺未遂者として警察に保護される人は年間70人～100人もいます。私達と遭遇する人を含めると年間150人～200人になり平均すると1か月に10人以上人が岩場で「生と死の境」を迷走していることになり、通称「東洋のバンザイクリフ」とも呼ばれている場所です。

夕暮れ時になると、岩場や商店の軒先、松林の中にあるベンチに座り込み、人生最後の悩み事をしている姿をみかけます。こんな人達を見かけるとそ～っと近づき「ここにちは、どちらから来られましたか…？」「これからどうされますか…？」と声を掛けると「景色を見ているだけです…」とか「もう暫くしたら帰ります…」との返事が返ってきますが、よくよく顔を覗き込むと泣き顔になっているのです。こんな人達に「今日まで辛かったんでしょ…、もう大丈夫ですよ…！」と声を掛け、肩を軽く叩いてあげるとどんな大男であってもその場で泣きじゃくってしまいます。

何か月も何年も苦しんだ挙句の結論が「自死」なのです。この人達は見かけは頑健ですが心の中がボロボロになっており、自分の能力に限界を感じ、自力では行動が起こせなくなっているのです。この人達は杖代わりになってくれる人を欲しがっているのです。

今、国を挙げて自殺防止活動への取組が開始されました。自殺の名所対策も打ち出されました。日本中のどこにも自立支援組織があり民生委員組織があります。また民間組織として「いのちの電話」があり、借金苦等法律で解決できる様々な問題を抱えた人のための「法テラス」があり、この外にも数多くの官・民によるケースワーカー組織があり、そこで多くの人が働いています。この人達は必ずあなたの命を守ってくれます。

困ったときは1人で悩まず、勇気を出して多くある組織の中に飛び込んで助けを求めるべきです。この世での悩み事はこの世で解決すべきです。どこかで必ず解決の糸口を見付けてくれる筈です。もう如何して良いか判らなくなった時は大声を出して

『誰か、私を助けて下さい…！』と叫ぶべきだと思います。

&lt;岩場の最先端&gt;



&lt;茶屋「心に響くおろしもち」店&gt;



(NPO法人 心に響く文集・編集局 代表 茂 幸雄)

## 第2部

## 事例紹介23 民間団体の取組

**自殺を思いとどまつてもらう看板、青木ヶ原樹海に設置**

全国での自殺者は、年間3万人に上り、この内、約7千人は、経済苦・生活苦を理由に自殺しています。全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会（以下「被連協」）は「借金は、必ず解決できる」ことを知らずに自殺をしてしまう人たちをなくすため、「借金の解決は、必ず出来ます！ 私も助かりました、まずは相談しましょう。（03-3255-2400）」という自殺防止の看板を平成19年1月に富士山麓青木ヶ原樹海に設置しました。

同年3月、この場から、被連協に「これから死のうと思う、紐を木にかけて首を吊ろうとしている」「最後に一言誰かと話をしたかった」という電話がありました。看板を見た女性からで、聞くとサラ金5社からの借金約250万円を苦にしており、10年以上前から借りて支払っているとのこと。電話を受けた相談員は「完全に過払いになっている。払わなくてもよくなる。払いすぎたお金は取り戻すことができる。死んではいけない。」と必死に呼びかけ、司法書士と相談することになり、看板が尊い命を救うことができました。看板設置の行動はテレビ、新聞に大きく取り上げられ、報道直後から被連協・命の電話は鳴り続け1日で150本の電話があったこともあり、10月末日までに3,071本の電話が寄せられています。

多重債務に陥る理由は生活苦、低所得、病気、医療費、失業、給料の減少等が大半を占めています。これらの原因は債務者本人だけが注意して防止できるものではありません。生活が苦しい中でいったん借りてしまうと、高金利のために支払いができず借りては返す自転車操業になり多重債務に陥っています。多重債務者は230万人いるとされています。借金の問題は人には相談しにくく、一人で悩んでいます。被連協加盟の被

&lt;自殺防止の看板&gt;



害者の会（全国41都道府県86の被害者の会）では「借金の解決は、必ず出来ます！まずは相談しましょう。」と呼びかけ年間約3万人の相談を受けています。

消費者金融白書(平成16年版)によれば、サラ金利用者は1,400万人、その平均的利用者像は、①利用件数3.3社、②借入金額145万円、③利用年数6.5年、10年以上は30%です。

最高裁判決で法律的には利息制限法を超える過払い金は返還請求できます。過払いであるにもかかわらず、取立に追われて悩み続けている多重債務者が多数存在し、中には自殺にまで追い込まれている状況にあります。

政府の「多重債務問題改善プログラム」に基づき都道府県に県庁の関係部署、警察、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体（被害者の会）による「多重債務者対策協議会」の設置がすすんでいます。人知れず悩みを抱え込んでいる人たちを相談窓口に適切に誘導し、生活の立て直しも含めて総合的な問題解決につなげる仕組みと体制を整備することが緊急の課題となっています。

（全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 事務局長 本多 良男）

## 7 インターネット上の自殺予告事案等への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダや電子掲示板の管理者（以下「プロバイダ等」という。）に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。

総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるよう同ガイドラインについての支援・促進活動を行っており、今後も継続して行うこととしている。

また、同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。

平成18年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は、75件である。これらにより自殺予告をした者は79人であるが、この者らへの都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった39人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

### ＜発信者情報の開示を受けた事案への対応状況＞

既に自殺により死亡	1人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	4人
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	39人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	20人
書込者が判明せず	15人
合計	79人

また、警察庁では、平成18年6月から、財団法人インターネット協会に対し、インターネット利用者からインターネット上の違法情報、有害情報に関する通報を受理し、ホットライン運用ガイドラインに基づいて選別を行い、違法情報<sup>\*5</sup>に対しては警察に通報した上でプロバイダ等に削除を依頼し、有害情報<sup>\*6</sup>については、直接プロバイダ等に削除を依頼する業務を委託し、インターネット・ホットラインセンターとして運用している。19年5月末までの1年間に、インターネット・ホットラインセンターが通報を受け、同センターが「人を自殺に誘引・勧誘する情報」と判断した件数は219件で、このうち同センターがプロバイダ等に削除を依頼し、削除に